富津市議会改革推進研究会設置要領

（設置）

第１条　議会の改革を行うため、富津市議会に富津市議会改革推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（研究事項）

第２条　研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、その結果を議長に報告するものとする。

(1) 議員定数に関すること。

(2) その他議会改革を行うために必要なこと。

（組織）

第３条　研究会は、委員８人で組織する。

２　委員は、各会派から選出し、次の各号の区分に応じた人数とする。

(1) 賢政会　５人

(2) 志新会　２人

(3) 無会派（代表）　１人

３　委員の任期は、議員の任期とする。

（会長及び副会長）

第４条　研究会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって、これを定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　研究会は、会長が招集し、その議長となる。

２　研究会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　研究会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　議長及び副議長は、必要に応じ研究会に出席し、発言することができる。

（補則）

第６条　この要領に定めるもののほか研究会に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２２年１２月２０日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、平成２４年４月２４日限り、その効力を失う。